

開会の日 令和7年6月23日（月）
場 所 委 員 会 室

◆出席委員（7人）

委員長	森	要
副委員長	中	田 利 昭
委員	水	上 雅 廣
委員	澤	史 朗
委員	住	田 清 美
委員	前	川 文 博
委員	高	原 邦 子

◆欠席委員（なし）

◆説明のため出席した
者の職氏名

市長	都	竹 淳 也
副市長	藤 弘 史	
総務部長	岡 浩 和	
危機管理監	高 見 友 康	
税務課長	宮 垣 津 治	
危機管理課長補佐兼危機管理係長	吉 川 庆	
税務課長補佐兼市民税係長	後 藤 宏	
税務課長補佐兼資産税係長	田 上 勝	
企画部長	森 田 雄一郎	
総合政策課長	下 通 刚	
総合政策課政策企画係長	川 原 佑 介	
神岡振興事務所長	洞 口 廣 之	
神岡振興事務所次長兼市民課長	森 本 瞳	
消防長	堀 田 文二郎	
消防本部総務課長	松 下 直 喜	
消防本部総務課長補佐	竹 原 恵 介	

◆職務のため出席した
事務局員

議会事務局長	砂 田 健太郎
書記	倉 坪 正明
	川 端 嘉恵

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

- 議案第76号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第77号 飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第78号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第79号 飛騨市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第80号 飛騨市指定金融機関の指定の変更について
- 議案第81号 財産の無償譲渡について（古川町谷消防器具庫5分団1部）
- 議案第82号 飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

2. 管外視察について

3. その他

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長(森要)

皆さんおはようございます。ただいまより、第6回総務常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。

会議録署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをします。委員の発言はまず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を告げてください。質疑は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。次に、理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。以上、ご協力をお願いいたします。

◆付託案件審査

議案第76号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について

●委員長(森要)

それでは、付託案件の審査を行います。議案第76号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長(森要)

岡田総務部長。 ※以下、この委員長の発言者氏名の表記は省略する。

□総務部長 (岡田浩和)

それでは、議案第76号についてご説明いたします。議案第76号、飛騨市税条例の一部を改正する条例について、飛騨市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

13ページをご覧ください。それでは提案理由でございます。地方税の改正に伴う改正。

制定改廃の根拠等でございますが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律により、地方税法が改正されたことに伴い、当該条例における市民税等に関する規定について所要の改正を行うものでございます。

条例の概要になります。1つ目、市税関係ですが、地方税法第20条の2の規定による公示送達について、インターネットを用いる方法の定義が示されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。こちらの公示送達といいますのは、納税通知書を送付した際に、宛名不明で返送されてきた場合に、調査等を行っても不明な場合に、法的に送達したものとするための手続きのことと示します。

続きまして、2つ目です。市民税関係です。地方税法第292条関係の改正により、下記について改正されるもの。1つ目、所得控除について、特定親族特定控除額の追加を行うもの。2つ目、所得割の納税義務者が特定親族を有する場合には、これまでの扶養控除に加え、所得金額に応じて控除される特定親族特別控除額の制度が次の表のように創設されたことに伴い追加を行うも

のです。こちらは、配偶者控除と配偶者特別控除のようなイメージになるかと思います。3つ目です。給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に追加を行うもの。14ページをお願いいたします。4つ目、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備を行うもの。

次、大きな3つです。たばこ税の課税標準の特例関係です。加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、下記の区分に応じ、下記の定める方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとする。1、スティック型の加熱式たばこ。加熱式たばこの重量の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算するもの。2つ目、スティック型以外の加熱式たばこ。加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこ1本に換算する。また、激変緩和の観点から段階的に行うということになります。

下へ行きまして、市民への影響等でございますが、1つ目につきましては、広く閲覧可能となり周知方法が拡充されるということになります。2つ目が対象となる者には有利となる。3つ目、加熱式たばこと紙巻たばこの税負担の均衡が図られるというものでございます。

施行日です。令和8年の1月1日になります。ただし、附則の第16条の2の2及び附則第4条の規定は、令和8年4月1日。次に、第18条及び第18条の3並びに附則第2条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律附則第12号に掲げる規定の施行の日ということになります。以上でございます。

●委員長(森要)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(高原邦子)

施行日がこれほど違っているのは、激変緩和とかいろいろなことがあるからかなと思うんですが、その辺はどうしてこのように違っているんですか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

令和8年4月1日からのものは、今のこのたばこの課税になってきますので、それは令和8年度の住民税からという意味になりますし、その下、地方税法等の一部を改正する法律の附則で定める施行の日といいますのは、まだ政令が出てきておりませんので、それに合わせる形の施行日となっております。それ以外については令和8年1月1日ということで、所得の始まる日に合わせてあるということの解釈になります。

○委員(高原邦子)

そうしますと、施行日は通達が来たときからということになりますが、これは議会とかには報告されないわけですか。その辺はいかがですか。

□総務部長（岡田浩和）

今この施行日の形でお認めいただければ、改めて議会へご報告させていただくということはございません。

●委員長(森要)

そのほかに質疑はありませんか。

○委員(前川文博)

1点目のほうをちょっと確認したいんですが、さっき公示送達という説明があつて、宛先不明とかで戻ってきたときに、インターネットで出すと送達したことになるという説明だったと思うんですけども、これは宛先不明で戻ってきてそのままの状態と、インターネットで出したということで何か変わる部分があるんですか。例えば、徴収関係の期間が延びて回収できるとか。ただ単にインターネットでこれができるようになったから、こうなったということなんでしょうか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□総務部長(岡田浩和)

宛先不明で帰ってきた場合にどうするかと言いますと、送達義務がありますので、広告、飛騨市の公告式条例にのつって市役所の前の掲示板に掲示することが、今までの公示送達だったということです。で、それが今インターネットが加わるということで、2つの方法をとるという流れになります。その送達をしなければ、税法上は義務がありますので、公示は必須ということになります。

●委員長(森要)

そのほかに質疑はありませんか。

○委員(高原邦子)

飛騨市において、公示送達とかそういったことは毎年どのくらいされているのか。例えば確定申告とか、いろいろ申告書を出していない方々の把握は完璧にされているのか、いかがなのでしょうか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□税務課長(宮垣津治美)

ここ3年の平均で約20件の公示送達の件数がございます。確定申告の不在なものにつきましてはおおむね特定されてありますので、住所の変更等はもし飛騨市にない場合は他市町村に照会いたしまして把握をし、そちらのほうに送付しておる状況でございます。

○委員(高原邦子)

そうしますと、飛騨市においてはほとんどの方から申告されているというふうに捉えてよろしいですか。

□総務部長(岡田浩和)

今ほど税務課長も申し上げましたけど、確定申告だけで課税をしていておりませんので、例えば源泉徴収票でありますとかいろいろな課税資料をもとに、この方が例えば確定申告が必要ということであれば、税務署との連携で確定申告をしてもらいますし、そのような幾つかの課税の資料をもって未申告がないように努めておりますので、ほぼ未申告の方はないというふうに捉えております。

●委員長(森要)

そのほかに質疑はありませんか。

○委員(澤史朗)

2つ目にある特定親族の話なんですけれども、この特定親族というのは、あくまでも前年度の所得金額のこの額に該当するものを特定親族として扱うというふうでよろしいんでしょうか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□税務課長(宮垣津治美)

今ほどのご質問なのですが、扶養親族に係る所得要件というものがございまして、今所得税の改正におきまして一律48万円から58万円になりました。そこで今回の特定親族特別控除というものは、58万円を超える場合についても通減して所得において123万円まで控除額が設定されているのがこちらの表の控除額でございます。ですので、広く扶養要件が広がったということになります。

□総務部長(岡田浩和)

補足させていただきます。年齢の対象は19歳から22歳ということで、大学生の方を示しておりまして、その方に対する特定親族特別控除額というものがありまして、付与される側がその所得に応じてこういうものがあるという2段階になっているという仕組みで、冒頭に申し上げました配偶者控除と配偶者特別控除のような考え方でこのような仕組みができてきたということですでお願いいたします。

●委員長(森要)

そのほかに質疑はありませんか。

○委員(前川文博)

では、この3つ目のたばこ税ですけど、これまで加熱式のほうがかかっていなかつたので今これをかけていくということなんですけども、市のほうで試算をするとざっとどれくらい増える見込みとか、その辺はわかりますか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□税務課長(宮垣津治美)

そこまでの試算はしてございません。

○委員(澤史朗)

今の関連ですけれども、市民への影響というところで、3番、加熱式たばこと紙巻たばこの税負担の均衡が図られるというふうに書いてあるんですけども、加熱機式たばこの利用者は税負担が増えるということの理解でよろしいのでしょうか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□税務課長(宮垣津治美)

委員おっしゃられるとおりでございます。

○委員(澤史朗)

通常ですと市民への影響というふうで、特になしというふうに書かれるケースが多いんですけども、この場合だと均衡が図られるだけというふうに書いてあって、影響はあるわけですね。今のお話ですと紙巻たばこは影響がない、加熱式たばこの愛煙者には影響があるというふうでよ

ろしいでしょうか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□税務課長（宮垣津治美）

そのとおりでございます。

●委員長(森要)

そのほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長(森要)

それでは質疑なしと認めまして、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長(森要)

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長(森要)

ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第77号 飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

●委員長(森要)

次に、議案第77号、飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議案第77号、飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について。飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

4ページの議案の要旨をお願いいたします。提案理由でございますが、岐阜県要綱の廃止及び改正に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等につきましては、地方自治法第224条の規定により徴収する分担金の必要な事項について所要の改正を行うものでございます。

条例の概要でございます。「岐阜県ライフライン保全対策事業」が県の財源確保のため「清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金」に統合されたことに伴い、本条例が引用している県の要綱名を改正するものでございます。令和7年度の事業については既に事業を進めており、事業完了後に一般送配電事業者から2分の1を分担金として徴収いたします。事業費の4分の1が県からの補助金で、残りの4分の1を市が負担するものでございます。

市民への影響等は特にございません。

施行日については公布の日、適用日が令和7年4月1日としております。こちらは県の補助金の交付要綱の施行日に合わせて4月1日とさせていただいております。以上でございます。

●委員長(森要)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(水上雅廣)

説明の中で、県の財源確保のためにというふうにうたってあります。もう少し詳しく、どういう意味で県の財源確保になるんですか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□総務部長(岡田浩和)

県のほうが、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金に森林環境譲与税を充てている仕組みになっておりまして、そちらのほうから補助をいただく形になるということで、これまでの岐阜県ライフライン保全対策事業をそちらのほうに充てて、森林環境譲与税を充てていただく仕組みになったということでございます。

○委員(水上雅廣)

分かりました。財源を切り替えるということで、それによって事業料というのは増えるような見込みがあるのでしょうか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□危機管理監(高見友康)

委員ご指摘のとおり、ある程度増えると認識しております。ある程度の中身ですが、昨年までは年間平均で大体総事業費2,400万円だったんですが、今年度から1,200万円増えまして3,600万円となったので、そういう意味では、ある程度その金額ぐらいが増えると期待しております。

○委員(水上雅廣)

分かりました。ついでですから、市のほうも併せると要望箇所も多いと思うんですけど、そうしたほうへも配分はちょっと増えそうかなというような感覚で思っていていいですか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□危機管理監(高見友康)

ご指摘のとおり、その配分を受けた分、伐採範囲を広げてなるべく停電範囲が防止できるように考えております。

○委員(住田清美)

今回県の要綱名が変わることの改正なんんですけど、ここに費用負担が書いてありますて、事業者が2分の1で、4分の1が県で、残りの4分の1が市ということなんですが、この負担割合というものはこのまま変わらないということでおよろしいんでしょうか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

変更はございません。

○委員（前川文博）

先ほど危機管理監から2,400万円が3,600万円に増えると説明があつたんですが、この3,600万円というのは県の負担分の4分の1という数字でよろしいんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

総事業費になります。したがって、3,600万円ですと電力会社の負担が2分の1の1,800万円、その残り1,800万円を県と市で半分ずつということになります。

●委員長（森要）

そのほかに質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

岐阜県ライフライン保全対策事業が廃止で、統合になったのは県の3月議会なんですか。これはいつ統合になったんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

補助金の交付要綱の改正が3月31日です。実施要領の施行日が4月1日で、4月1日に通知が来ております。要綱ですので、議決までは取っていらっしゃらないのではないかと思います。

●委員長（森要）

そのほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長(森要)

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時24分 再開 午前10時25分)

◆再開

●委員長(森要)

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第78号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について

●委員長(森要)

議案第78号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□神岡振興事務所長（洞口廣之）

それでは、議案第78号、飛騨市行政区と設置条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

4ページの要旨をご覧ください。今回の条例改正は、新たに行政区を設置するための改正です。概要について説明いたします。これまで行政区に属さない地域となっておりました神岡町東雲区につきまして、当該区からの申し出に基づき、行政区として位置づけるものです。行政区の設置により、市との連絡調整の円滑化や災害発生時における緊急対応の迅速化を図ることができるものと考えております。

なお、改正後の条例施行日は令和7年7月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長(森要)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(高原邦子)

これは、この地域の方からの要望なんでしょうか。というのは、もともと行政区で違うところに入っていたり、麻生野から抜けたのは一番早かったと思うんですけど、そういういろいろな理由から抜けてきているわけなんですね。そして、やっぱり高齢化が進んで少なくなってきたとか、そういう思いで抜けてきたんですが、今回は市のほうから災害とか諸々の連絡のことがあり、つくったほうがいいですよと言ったのかどうか、その辺はいかがですか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□神岡振興事務所次長兼市民課長（森本睦）

委員ご指摘のとおり、東雲区は上・中・下で構成させていただいておるんですが、上は平成27年の3月31日に正式に麻生野区を脱会されました。中・下は、令和2年の3月31日に釜崎区から脱会されております。それはいろいろな理由があろうかと思いますが、1つはやっぱり役員の負担が大きいということもおっしゃっていらっしゃいました。ただし、今回防災の関係でいろいろ

とお話をさせていただいているうちに、東雲区は上・中・下で活動するというのが、神社の役割だけで活動していらっしゃったんですが、そこで代表者を決めていらっしゃいますので、東雲区でまとまって防災を考えたほうがいいという考え方方が生まれまして、今年の3月に上組・中組・下組で集会をされまして、4月7日に区からの申し出がありまして、東雲区をつくるということでお話を受けましたので紹介させていただきます。

●委員長(森要)

確認しますが、脱退を平成2年と言われたような気がしますが、令和でしょうか。

□神岡振興事務所次長兼市民課長（森本睦）

失礼いたしました。令和2年でございます。

●委員長(森要)

そのほかに質疑はありませんか。

○委員(住田清美)

神岡町の行政区のことには疎いものですから教えてください。今できましたこの東雲区って、何世帯くらいで構成されていますか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（洞口廣之）

この当該地域、世帯数は37世帯、住民数が98人でございます。

○委員(住田清美)

もう1つ行政区の関係で、神岡町ってほかにまだ行政区の組織をつくっていない地域というのではなくどれくらいありますか、まだありますか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□神岡振興事務所次長兼市民課長（森本睦）

行政区のない地域なんですけれども、6月1日時点、これはちょっと推計も入ります。全ての方が入ってない入っているという地域で分けさせていただいておりますので、6月1日現在、行政区に所属されていない地域は人口にすると1,368人、722世帯でございます。神岡町の人口に対しては、大体20%弱になろうかということになっております。おおむねは、船津元中央区とか集合住宅でございます。

○委員(住田清美)

そういうところも、例えば災害があったときとかについては、行政区のていをなしていないけれどもしっかりととした対応は取られているんでしょうか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□神岡振興事務所次長兼市民課長（森本睦）

ご支援をさせていただくのは当然なんですけれども、先ほど要旨の中にあった連絡調整の円滑化というところが課題になっておりまして、行政区がある地域から情報の共有をさせていただきますので、やはり行政区がないとどうしても後になっていくのかなというところはございます。

○委員(中田利昭)

私が所属している区でも個別に入っていない人がいるんですけど、そういう方たちの例えれば配布物ですか、避難ですかとも把握はされているんでしょうか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□神岡振興事務所次長兼市民課長（森本睦）

入っている、入っていらっしゃらないっていう詳細なところが、実際のところ分かっていないところがございまして、配布物については今個別での送付はしておりませんので、入っていない方については取りに来ていただくという形を取っております。以前から個別で配付していた方に限ってはお送りさせていただいている部分が一部あるんですけれども、新たに個別で配布するということはいたしておりません。

●委員長(森要)

そのほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長(森要)

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長(森要)

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長(森要)

ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長(森要)

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時33分 再開 午前10時34分)

◆再開

●委員長(森要)

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第79号 飛騨市過疎地域持続的発展計画の変更について

●委員長(森要)

議案第79号、飛騨市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

議案第79号、飛騨市過疎地域持続的発展計画の変更についてご説明をいたします。

2ページの別紙をお開きください。新旧対照表にてご説明をいたします。今回の変更は、既存の過疎計画に2つの事業を追加するものでございます。1つ目が、右側の変更後に下線で示しております廃棄物運搬車両購入事業でございます。昨年度において債務負担行為を起こしているものでございまして、今年度購入予定のものでございます。2つ目は、3ページをご覧ください。神岡小学校プール整備事業となります。ご承知のとおり、今年度当初予算でお認めをいただいている事業となります。両事業とも過疎対策事業債を財源として見込んでおりますので、過疎計画を変更するものです。説明は以上となります。

●委員長(森要)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(水上雅廣)

特ないんですけど、タイミングとしてはこういう感じになりますというか、事前に計画があって過疎債の申請をするんだとか。過疎債の申請がこの後になるんですか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□総合政策課長（下通剛）

まず計画の流れと過疎債の借入れの流れがございまして、今回こちらにお諮りしているものが計画のほうの流れになります。まず、4月頃に県のほうから計画変更の照会がございまして、変更がある場合は市として県のほうに協議をするわけでございます。そしてその後、県のほうから協議の認めるか認めないかという回答をいただいた後に、今回のような議会に上程して計画の変更についてお諮りするものでございます。そして議会の議決を経た後、また県、国のほうへ提出をいたしまして、それから承認をいただくような形になるんですが、その承認をいただくのが起債の借入れまで済んでないといけないというルールがございますので、そういう流れを守りながら進めているのがこの手続きになります。

○委員(澤史朗)

プールのほうの関係なんですけども、プールを建設するに当たって学校施設に関する補助金が一部出るような話を前に聞いていたかと思うんですけども、それを使いながら足らないところをこの過疎債を使ってということなんでしょうか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□総合政策課政策企画係長（川原佑介）

委員ご指摘のとおりですが、予算としましては今当初予算に1億8,500万円を計上しております、うち国補助金が1,800万円計上しておりまして、その裏に全額過疎債ということで予算計上

しておるところでございます。

●委員長（森要）

そのほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（森要）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時39分 再開 午前11時43分 ）

◆再開

●委員長（森要）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第80号 飛驒市指定金融機関の指定の変更について

●委員長（森要）

次に、議案第80号、飛驒市指定金融機関の指定の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

□会計管理者（渡邊康智）

それでは、議案第80号について説明させていただきます。本件は、市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる指定金融機関について、現在の株式会社十六銀行との契約が9月末で満了するため、輪番制に基づき、高山信用金庫を次期指定金融機関に指定することにつき、地方自治法施行令第168条第2項の規定により議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間は、本年10月1日から令和9年9月30日までの2年間としております。以上、よろしくお願ひいたします。

●委員長(森要)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(前川文博)

2年ごとに輪番で変わるのは前から説明があつて、今、毎月の人事費分も出しているというのも以前から聞いているんですが、金融機関が変わるときにシステム的なものとか、金融機関のほうでかかる費用的なものというのはどれくらい市で負担するとか、何かあるんでしょうか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□会計管理者(渡邊康智)

指定金融機関業務について、市の負担に関しましては、今ほどおっしゃられましたいわゆる市役所の派出所の派遣に伴う人事費の一部と、あと昨年から公金の振込手数料を負担するようになっておりますので、それを各金融機関に口座振込で振り込む場合、指定金融機関のほうにとりあえず全額お渡しをし、指定金融機関がその先の金融機関のほうに1件62円を負担するというような仕組みになっております。今のところは、指定金融機関に対する負担金といいますか、市の費用負担はそれだけでございます。

○委員(前川文博)

聞き方が悪かったかもしれません。指定金融機関が交代するときにかかる持ち出し分という意味です。毎月の話とか、振込手数料ではなくて、今これですと株式会社十六銀行から高山信用金庫に変わるとときに、そこで要は銀行が変わるわけなので、そこで変わるとにかかる費用はどれくらいかかるのかということです。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□会計管理者(渡邊康智)

指定金融機関が交代することに伴って新たに発生する費用というものは、特にございません。

○委員(澤史朗)

今、前川委員のほうからもちょっと話がありましたけれども、昨年の途中からでしたつけて、いわゆる窓口に派遣する人事費の一部ということで月11万円、今年の当初予算でも掛ける12で132万円が計上されており、それ以外の手数料で今管理者のほうから説明がありました振り替えの手数料、1件当たり62円というもので、当初予算を見ると合計で1,000万円以上の金額が出ております。そこで、今の指定金融機関の株式会社十六銀行は、いわゆる窓口の開設時間というのも午前10時から午後3時まで。そして昼休みが1時間あるという状態でやられておりますけども、今度変わった場合にも窓口の開設時間というのは、同じ時間帯でいくのでしょうか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□会計管理者(渡邊康智)

窓口開設時間は、現在と同様の時間を想定しておりますし、高山信用金庫のほうも一応その旨をお伝えし、了解を得ております。

○委員（澤史朗）

そうしますと、午前2時間、午後2時間、合計4時間の窓口開設ということで、当然それ以外の業務もあるうかと思いますけれども、それに対する人件費の一部ということ。そして昨今DX化が叫ばれている中で、会計管理に関して依然としてアナログ的な事務処理をしている部分があるのではないかと思われるんですけれども、たしかに先ほど言われた1つの指定金融機関へお預けしてそれから各銀行へ振り分けるという作業は、これは会計事務局の中では無理で、その金融機関へお願いしなければいけないかと思うんですけれども、こここの指定金融機関の窓口では公金しか扱わないですよね。例えば、一般の振り込みとかそういうものは扱わない、実際に窓口を一般市民が利用される場というのは本当に限られた場面ではないかというふうに見ております。そこで、そういう公金を扱うのであれば、その窓口を開設するまで必要があるのかどうかということを今後考えていかないと、定額で人件費の一部を負担するということが昨年から出てきているわけですけれども、デジタル化、デジタル化と言って、本当に毎月定額で出していくようなものが各部署にあるかと思うんですね、いわゆる水道光熱費ですか、そういうものが1回1回伝票を切ってやらなければいけないのか。今に関してではないですけども、今後のこの指定金融機関の窓口の開設というのは、どのようなお考えであるのかをお聞きできればと思います。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□会計管理者（渡邊康智）

派出所に関して、以前飛騨信用組合が担当していただいたときの後半あたりから、1日どれくらいの方が、どういう目的で利用されていらっしゃるのかということをあらかじめ把握するために、統計というほどのものではありませんが毎日記録をしていただいて、報告をいただいております。それを今の十六銀行にも継続していただいておりますが、大体1日当たりの平均が20人前後の利用であります。その目的としては、例えば市役所の市民窓口の職員とかが、前日の証明手数料とかそういうものを持ち込む、あるいは、時間外に市役所へ納めにいらっしゃった税金を振り込むといった、市役所の職員の利用が約6割ぐらいを数えております。したがいまして、今、澤委員が言われましたように、市民の方が直接税金とか各種料金を納めに市役所の派出所にいらっしゃる方は、3割とか4割にすぎないというような実態が見えてきております。一方、私ども会計事務局が指定金融機関に振り込みであるとか、その他諸々の書類をお預けしたり、また、指定金融機関からこちらへ受け取ったりというような事務手続きはかなりの頻度でございます。ということで、どちらかというと、市民の方よりも我々行政のほうが派出所がなくなると非常に困るケースが多々発生するのではないかということは思ってはいますが、ただ、金融機関のほうも人手不足がやはり堅調でありまして、十六銀行のほうでも、美濃地方のある自治体に対しては派出所業務を中止したいという申し入れをされたというような情報も先日聞きました。というようなことも含め合わせて、今後、今現在の業務を円滑に推進するために派出所を配置する以外のいい方法がないかということを、今度の高山信用金庫だけではなくて、そのほかの輪番制の金融機関も含めて、今後どのような方法で業務を行っていくのが市役所にとっても金融機関にとっても、一番負担がかからずにいい方法なのかということを今後検討してまいりたいというふうに思っています。この先もずっと派出所ありきではないというようなことを念頭に、今後協議を進めたい

というふうには考えております。

○委員(澤史朗)

今のお話を聞く限り、市民保健課や税務課でいわゆる派出所の開設時間外、例えば午後3時過ぎに収納があったような場合は、翌朝それを納めていくということなんですけども、考えたらこの本庁舎だけですよね。歩いても5分くらいの範囲内で、金融機関があるんですよね。車で10分、15分かかるわけではないんですよ。

結局、今のお話を聞いて悪い捉え方をすると、会計事務局の便宜のためにあるとか、市の業務の職員のためにあるというような感じに聞き取れないこともないんですけども、それは確かに近いところにあれば非常に便利であることは間違ひありません。ただし、やっぱり今こういった形で毎月定額というか、決まったようなものというのはネット上での決済もできて、どこで幾らというのは一覧表で多分出てくるんだろうし、今会計管理者のお話で、今後はそれも考えていかなければいけないというお話をしたけれども、できるだけ、できる部分は早めに対応、対処をして、そこの部分はDX化を一番推進できそうな感じも受けますのでぜひお願ひをしたいと思いますが、もう一言いかがでしょうか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□会計管理者(渡邊康智)

インターネットバンキングの利用についてなんですけども、やはり何と言いますか、市の会計について財務会計システムというシステムを介して、どこの予算科目から支出したり、あるいは収入したりというようなことをやっておりますけども、それがネットバンキングと完全に結びついていないというところが非常に課題だというふうに思っております。ですので、現在は毎月の定例日の総合振込に関しては、いわゆるオンラインで金融機関に依頼をするようにしておりますけども、そのほかのものについては、なかなかインターネットバンキングというものを通じての振り込みというものは実現できませんが、今度、国のデジタルガバメントの使用料については、インターネットバンキングを通じた払い込みをするようにというような通知が来ておるようで、それに関して国のほうでも準備が遅れておるようでございますけども、それをきっかけにしてだんだんとネットバンキングを通じた振り込みとかについても、範囲が徐々に広がって行くのではないかなということは思っておりますので、また今後、前向きに検討をしていきたいと思いますけども、なかなかハードルが高いことも事実ありますのでよろしくお願ひします。

○委員(前川文博)

今のお話を聞いていて思ったんですけど、時間外に窓口で収納されたとか手数料とかを、翌日に派出所のほうに預けると。本庁舎の場合はいいんですけど、振興事務所とか市民病院とか、現金を扱った場合は、そこには派出所の窓口がないんですが、今の話で、近くなら持つていけばいいのではないかという話なんですが、現実的に振興事務所とか病院というのは、現金はどういうふうに毎日の処理をされるんですか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□会計管理者（渡邊康智）

振興事務所に関しては、翌日とかに最寄りの金融機関に持ち込んでいます。飛騨市民病院については、昨年から警備会社のアルソックの自動収納システムを入れていらっしゃって、そちらのほうに入れることによって、実際には現金を動かすことなくネット上の操作で入出金処理をしているということですので、飛騨市民病院の方に関しては、日々金融機関に出向かれておることはございません。ですので、その機械の中に現金が不足するというタイミングで管理会社のほうが補充に来たりとか、あるいは回収に来てたりしていらっしゃるというふうに伺っております。

○委員（前川文博）

それは知らなかつたんですが、中身が違うと思うんですけど、飛騨市民病院にある診療費の支払う機械と、ここの1階にある住民系の料金を機械で入金するものがありますよね。同じシステムのように見えるんですが、あれもそういうふうに外部に出しているものなんですか。そうなると、今の派出所が本当に要るのかなという話になると思うので、振興事務所は持ち込みができるという話ならいいと思うんですが、システムが違うんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□会計管理者（渡邊康智）

庁舎の窓口に置いてあるのはPOSレジシステムというものだというふうに認識しておりますけども、いわゆる公金収納契約を結んだ業者が、後日、月まとめで収納した料金から手数料分を差し引いて市へ振り込むというような仕組みのようです。なので、飛騨市民病院が使っているようなシステムとは全く異なります。

○委員（中田利昭）

私もぜひインターネットバンキングなり、そういうシステム化はしてほしいと思っているんですけども、なかなか1日で動く平均の額って分かりづらいと思うんですけど、下の窓口に1日大体幾らぐらい現金が持ち込まれるんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□会計管理者（渡邊康智）

持ち込まれる金額については、私も正確には分かりませんけども、窓口で受け取る金額というのは、日にせいぜい数万円、税金とかだとひょっとして大口のものを持っていらっしゃることもございますので一概には言えませんけども、毎日何十万円という金額を派出所窓口で預かっていらっしゃるわけではないと認識しております。

○委員（中田利昭）

そうなれば、やはり窓口はいらないのかなと思うんですけど。多分、窓口を持って来られた人々は現金なので、現金出納帳とともに作っているわけですよね。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□会計管理者（渡邊康智）

市民窓口であるとか税務課に関しては、レジスターが置いてあるので、レジスターでレシート

の領収書を発行して、日計処理をして財務会計システムの納付書を作成して振り込むというような流れになっておりますし、そのほかの窓口に関しましては、いわゆる会計管理者への公金引継書というものを作成して、お客様には領収をお渡しし、翌日、会計管理者のほうに引き継ぐという仕組みになっております。

○委員(高原邦子)

私もよく分からんんですけど、翌朝また振り込んだりするということで、現金を市はずっと金庫か何かに入れて保管しているのではないかと思うんですけど、今はどうなんですか。私が若い頃は夜間金庫とかがあって、銀行が閉まった後も入れたりできるものがあったんですけど、そういうものは今はやっていないんですかね。そういうものを利用するということは考えていらっしゃらないんですか。

●委員長(森要)

答弁を求めます。

□会計管理者(渡邊康智)

本庁舎においては会計事務局の中に耐火金庫がございますので、各課は夕方にそれぞれの所管の手提げ金庫を会計事務局の耐火金庫のほうに持ち込んで保管をするようにしておりますし、各振興事務所においても同様に、施錠のできる場所に保管をしておるというふうに聞いております。

●委員長(森要)

それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長(森要)

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長(森要)

ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長(森要)

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時04分 再開 午前11時06分)

◆再開

●委員長(森要)

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第81号 財産の無償譲渡について（古川町谷消防器具庫5分団1部）

□総務部長（岡田浩和）

議案第81号、財産の無償譲渡について（古川町谷消防器具庫5分団1部）を議題といたします。

説明を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

議案第81号について説明します。財産の無償譲渡について。場所は、古川町谷、古川方面隊第5分団1部消防器具庫です。令和7年4月1日をもって第5分団1部谷と第5分団2部信包が統合され、不要となった器具庫を地元区に譲渡するものです。

財産の種類は建物。譲渡する建物の所在地は記載のとおり、木造1階建て、延べ面積41.40平方メートル。譲渡の相手方は谷区です。譲渡する理由は、地域での利活用の促進を図るためです。よろしくお願ひします。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

消防団が統合されたことによって今現在の建物を使わなくなったということなんですが、統合されたのは今年に入ってからでしたか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

令和7年3月31日をもって谷区が廃止になって、4月1日をもって第5分団2部と統合されたということで、4月1日が統合日ということになります。

○委員（澤史朗）

譲渡の年月日というのは、今議決されてその後ということかと思うんですけども、これは譲渡した後、この建物をどう使うのかということは新しい所有者の方が考えられるんだろうと思うけども、今後この建物がどんな利用をされていくのかがもし分かれば教えていただきたいと思います。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

谷区で防災庫として使用したいというふうに聞いております。

●委員長（森要）

そのほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

では、私から質問します。無償譲渡されたときの登記というものは、どこがやるんでしょうか。

答弁を求めます。

□消防本部総務課長（松下直喜）

今回の譲渡につきましては、土地については、もともと谷区のところに建っていたもので建物のみとなります。建物の登記に関しましては、地方公共団体ですので法務局への登記はありません。谷区へ移管してからの登記については、谷区のほうでしていただくように契約書のほうではうたっております。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第82号 飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第82号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

議案第82号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明します。

要旨にて説明します。7ページをご覧ください。提案理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う改正です。

制定改廃の根拠等は、消防団員及び消防協力者の損害補償の具体的な内容については、一般職の職員の給与に関する法律や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められており、令和6年12月に給与法の一部改正が行われたことから所要の改正を行うものです。

条例の概要としまして、第1条は、補償基礎額を増額するもの。第2条は、配偶者加算額を引き下げるものです。

市民への影響等ですが、市民及び消防団員が消防作業等の従事中に不慮の事故に遭った場合の損害補償額が、トータルでは増額されるものです。

施行日は、第1条の増額する改正は4月1日に遡って適用、減額する改正は7月1日からの施行となります。説明は以上です。

●委員長(森要)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「なし」との声あり)

●委員長(森要)

それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」との声あり)

●委員長(森要)

討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。
(「異議なし」との声あり)

●委員長(森要)

ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。
ここでお諮りいたします。ただいま議決しました7案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」との声あり)

●委員長(森要)

異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については委員長一任することに決しました。以上で付託案件審査を終わります。

◆休憩

●委員長(森要)

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時13分 再開 午前11時15分)

◆再開

●委員長(森要)

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆ 2. 管外視察について

●委員長(森要)

次に、2の管外視察についてを議題といたします。説明を求めます。
議会事務局総務係長（倉坪正明）
それでは資料の02-01のほうをご覧いただきたいと思います。日にちにつきましては、7月1日と2日ということで事前にご連絡したと思いますのでお願ひいたします。1日目ですが、神岡町

内を午前7時45分に出まして、市役所を午前8時半に出発します。途中で鈴鹿パーキングで昼食を取っていただいて、奈良県御所市の「聖ヨゼフ・ホーム」のほうに午後2時から午後4時まで視察をしていただきまして、ホテルには午後4時半頃到着予定でございます。

次の日ですが、午前9時に出発いたしまして、奈良県奈良市の「青葉仁会」のほうへお邪魔いたしまして、ここで午前10時から午後0時までの2時間ということでお時間を取っていただいて、その後、関連施設がハーブクラブまたは水仙月というところがありますが、施設から大体5分ぐらいのところだと思いますが、そこで昼食を取っていただいて市役所に午後5時、神岡町内には午後5時45分頃到着予定としております。

次に、02-03という資料がありますので、各施設の紹介については資料をご覧いただければと思いますのでお願ひいたします。以上です。

◆休憩

●委員長(森要)

暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時18分 再開 午前11時20分)

◆再開

●委員長(森要)

休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほど日程の説明をしていただきました。視察箇所は2か所でございますが、養護老人ホームカトリック聖ヨゼフ・ホームと青葉仁会についての概要を少し説明させていただきます。

◆休憩

●委員長(森要)

それでは暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時20分 再開 午前11時26分)

◆再開

●委員長(森要)

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

皆様の質疑を受けます。日程についてはこのとおりでよろしいかと思いますし、2日目にちょっと時間ががあれば岐阜城楽市を寄っていこうかなと思いますが、帰りに見るだけぐらいかもしれません。それはまた意見を聞きます。一応日程はこういうふうで終わります。

今度は視察内容について、何かご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」との声あり)

●委員長(森要)

なければ、このようにして進めたいと思います。

あと、向こうのほうへどういった質問をするかということについては、私と副委員長にお任せいただきまして、事務局と相談して事前にお渡ししたいと思いますがいかがでしょうか。

□議会事務局総務係長（倉坪正明）

神岡町内は出発時間を午前7時45分としておりますが、神岡町の議員の皆様方はどのような感じでしょうか。吉田経由とかもありますが、それぞれでよろしいでしょうか。前川委員も、いつもの川西のポケットパークのところでよろしかったでしょうか。（前川委員「はい。」と呼ぶ）では、その方向で行程表を組ませていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それから、ホテルのほうは前川委員に取っていただきました。一応、今の国家公務員の規定によりまして、奈良県の宿泊の上限が1万1,000円ということになっております。今前川委員に取つていただいたところでは、1人当たり1万0,320円ということで規定内ということでございます。税込みの価格でございます。そういうことですのでお願ひいたします。

□議会事務局長（砂田健太郎）

ちょっと補足します。宿泊費については素泊まりですので、食事代については別途個人負担となりますのでよろしくお願ひいたします。

●委員長(森要)

その他はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長(森要)

それでは、以上をもちまして管外視察については終わりたいと思います。

◆閉会

●委員長(森要)

以上で、第6回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 午前11時29分）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 森 要